

# 食品等流通合理化促進機構による債務保証（食品等流通法の特例）



- 輸出事業者が商談会や展示会への出展等の販路開拓、テスト輸出等の輸出事業に当たって必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、食品等流通合理化促進機構が債務保証をすることで資金調達の円滑化を図る。

## 事業の概要

- ① 保証対象者**
  - ・ 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- ② 保証期間**
  - ・ 設備資金：20年以内
  - ・ 運転資金：5年以内
- ③ 保証限度額**
  - ・ 最大4億円
- ④ 保証範囲**
  - ・ 90%以内
- ⑤ 保証料率**
  - ・ 年0.8%以内

## スキーム図（計画認定後）

